

第3号議案

関西広域連合職員定数条例の一部を改正する条例制定の件

関西広域連合職員定数条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年3月3日提出

関西広域連合長 井戸 敏 三

関西広域連合条例第 号

関西広域連合職員定数条例の一部を改正する条例

関西広域連合職員定数条例（平成22年関西広域連合条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「5人」を「7人」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

